

令和2年4月17日

保護者の皆様へ

氷見市教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症対策のための小・中・義務教育学校の臨時休校
延長について

昨夜、安倍首相から全国の都道府県に対して緊急事態宣言が発令され、その期間は5月6日までとするとの発表がありました。

これを受け、氷見市では新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、現在実施している市内全小・中・義務教育学校の4月24日までの臨時休校を5月6日まで延長することに決定いたしました。

なお、休校中の基本的な方針については、下記のとおりとなりますのでご理解のほどよろしくお願いします。

記

- 1 臨時休校の期間 令和2年4月9日（木）～ 令和2年5月6日（水）
- 2 休校中の対応について
 - (1) 臨時休校の期間中、児童生徒は自宅待機とします。
 - (2) 教職員は通常通り8:15から16:45まで勤務しますので、学校と児童生徒の連絡が確実にとれる体制を整えておいてください。
午後6時までは電話の受付ができるように複数の教職員が待機します。
 - (3) 親戚や知人等の協力がどうしても得ることができず、夕方まで子供一人で過ごすことになる家庭のうち、小学生については、日中、学校での預かりを可能とします。
※1 学童保育登録の児童は、放課後、学童保育に移動します。
※2 弁当を毎日、持参させてください。
※3 スクールバスが配置されている学校は、登校及び学童保育への運行をします。

なお、小・中・義務教育学校の特別支援学級に在籍する児童生徒で、学校が必要と認めた場合についても、同様に学校で預かることとします。